

令和 年 月 日

保護者様

社会福祉法人 ちとせ交友会
古都こども園
園長 岸上 美和

出席停止について

本日、お子様が、感染症にかかられたと、連絡を受けました。
この感染症は、学校保健安全法第 19 条の規定に準じて、下記のとおり出席停止の取り扱いをいたしますので、休んで治療に専念してください。

なお、感染症が治って登園するときは、医師の診断を受け別添の治癒証明書を保育園等に提出してください。

感染症の予防について

★ 保育園等において予防すべき感染症の種類は次のとおりです。

種別	病名
第 1 種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。）及び鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルス A 属インフルエンザウイルスで合ってその血清亜型が H5N1 であるものに限る。）
第 2 種	インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く。）、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風疹、水痘、咽頭結膜熱、結核及び骨髄炎菌性髄膜炎
第 3 種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症
※ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 6 条第 7 項から第 9 項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は、上記の規定にかかわらず、第 1 種の感染症とみなす。	

- ★ 多くの子ども達が集団生活をする保育園等では、感染症の予防も重要であり、保護者の方のご理解とご協力をお願い致します。
- ★ 出席停止の期間は感染症の種類に応じて、だいたいの基準がありますが、症状には個人差がありますので、医師の診断に基づいて十分休養し、元気になってから登園するように留意してください。
なお、感染防止のため出席停止の期間中は、出来るだけ友だちとの接触はさけてください。
- ★ 園長は、園児が感染症にかかっていたら、出席停止をさせることができることになっております。（学校保健安全法第 19 条に準ずる）

治 ゆ 証 明 書

社会福祉法人 ちとせ交友会
 京都こども園

氏 名

生年月日 平成・令和 年 月 日生

病 名 []

診断の結果 月 日から登園は可能です。

付 記

令和 年 月 日

医療機関名

住 所

医 師 名

印